

期日	班	資料番号
11/24	2	2

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	障害者福祉タクシー利用助成事業
担当部課	福祉健康部社会福祉課

香 取 市

事業シート（概要説明書）

予算事業名	障害者社会参加促進事業（障害者福祉タクシー利用助成費）	事業開始年度	平成18年度			
上位施策事業名	障害者福祉	担当局・部名	福祉健康部			
根拠法令等	香取市福祉タクシー事業実施要綱	担当課・係名	社会福祉課・障がい者支援班			
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	木内 英子			
実施の背景	重度障害者が利用するタクシー利用料金を助成し移動手段を確保することで福祉の向上を図る。					
目的 (何のために)	障害者の自立した生活、社会参加の促進を図るため、重度の身体障害者・知的障害者・精神障害者に対し、福祉タクシー利用券を交付し、日常生活等に必要なタクシー料金を助成する。					
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	身体障害者手帳3級以上、療育手帳A判定以上、精神障害保健福祉手帳1級	対象者数（全住民に対する割合） 2,202 人 (2.83 %)			
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施（直営）				
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）				
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）				
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）					
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 福祉タクシー利用券を交付して、通院等のために必要なタクシー料金の助成を図る。対象の障害者には、申請月から当年度の3月までの月数×4枚（1枚500円）。人工透析の障害者には、申請月から当年度の3月までの月数×8枚（1枚500円）。利用者は1回につき2枚（1000円未満の場合は1枚）を限度に利用し、タクシー料金と利用券の差額を支払う。手続き方法として手帳、印鑑、人工透析を受けていることがわかる書類を持参し申請書に記入し審査後交付。人工透析者数 100名 利用枚数 3,097枚 一般人数 482名 利用枚数 9,320枚 3月の広報で次年度の申請方法のお知らせをしている。				
	関連事業 (同一目的事業等)	高齢者通院タクシー利用助成事業、高齢者福祉課、7,987,000円 高齢者、1人暮らし、65歳以上で構成される世帯の者、同居する65歳未満の者が交通手段を持たない者又は交通手段を行使することが出来ない世帯のもの。 高齢者1月につき2枚(1,000円)				
コスト	事業費	30年度（予算）	29年度（決算）	28年度（決算）	27年度（決算）	
	事業費合計	7,492 千円	6,261 千円	6,094 千円	6,830 千円	
	事業費内訳 (平成29年度分)	印刷製本費 52千円（利用券印刷） 障害者福祉タクシー利用助成費 6,209千円（利用枚数12,417枚×500円）				
	人件費	担当正職員	0.3 人 2,130 千円	0.3 人 2,130 千円	0.3 人 2,130 千円	0.3 人 2,130 千円
		臨時職員等	人 千円	人 千円	人 千円	人 千円
人件費合計		0.3 人 2,130 千円	0.3 人 2,130 千円	0.3 人 2,130 千円	0.3 人 2,130 千円	
総事業費	9,622 千円	8,391 千円	8,224 千円	8,960 千円		
財源 内訳	国県支支出金	国県支支出金の内容				
	地方債	千円	千円	千円	千円	
	その他特財	千円	千円	千円	千円	
	その他特財の内容					
	一般財源	9,622 千円	8,391 千円	8,224 千円	8,960 千円	
財源合計	9,622 千円	8,391 千円	8,224 千円	8,960 千円		

事業シート（概要説明書）

予算事業名		障害者社会参加促進事業（障害者福祉タクシー利用助成費）		事業開始年度	平成18年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度
		交付者数		人	582	580	599
		利用者数		人	423	428	452
		配布枚数		枚	28,474	28,590	29,636
		利用枚数		枚	12,417	12,083	13,554
		広報掲載回数		回	1	1	1
	単位当たりコスト	総事業費	/	障害者利用券交付枚数（一般）（人工透析）	円	295	288
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	タクシー利用料金を助成することにより、障害者の自立した生活及び社会参加の促進を図るための事業であることから、福祉タクシー利用券の利用率70%以上の利用者の増加を成果目標とした。					
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度
		70%以上利用者/交付者数		人	190/582	189/580	208/599
		通院		枚	7,056	6,845	7,973
買い物・その他		枚	5,361	5,238	5,581		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	障害者の社会参加を図るための外出（移動）支援は必要である。 今後、市の公共交通の在り方検討と合わせ、交通弱者への効果的な事業実施について、事業内容の検討も必要だと思われる。						
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	近隣市町村の主なタクシー助成状況（市町村名/対象者/助成内容/実施方法） 銚子市/身1、2、3（視覚・下肢・体幹）、療A-2以上、精1/一回600円（一般24枚、透析96枚）/利用券配布 成田市/身1、2、3（視覚・下肢・体幹）、療A-2以上、精1、2/一回2,000円上限に半額（一般48枚、透析96枚）/利用券配布 旭市/身1、2、3（視覚・下肢・体幹）、療A-2以上/一回1,000円（一般24枚、透析96枚）/利用券配布 多古町/身1、2、3（視覚・下肢・体幹）、療A-2以上/一回1,000円（24枚）/利用券配布						
特記事項							

01

橘ふれあい公園

(仮称)交流館愛称募集

現在、拡張・再整備中の橘ふれあい公園主要施設である(仮称)交流館の愛称を募集します。

外観は古民家をイメージしたデザイン、内装は市産木材を活用した温かみのある仕上げで、平成31年3月の完成を目指し、建設工事を進めています。市民の皆さんに親しまれる愛称をお寄せください。

▼対象 市内在住・在勤・在学者

▼期限 3月30日(金)(消印有効)

▼選定方法 選定委員会で審査し、採用作品1点を決定

▼発表 広報かとりおよび市ホームページのほか命名者に通知します。

▼応募方法 1人1点。郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、性別、電話番号、愛称(読み方と理由)、在勤在学者は勤務先または学校・学年を記入し、持参、郵送、ファクスまたはメールで〒287-8501 都市整備課へ
※市役所、各支所ロビーに応募用紙がありますので、備え付けの応募箱に投函ください

〒287-8501 都市整備課へ
✉ machi@city.katori.lg.jp
☎ (50) 1232

02

4月2日から始まります

福祉タクシー券の申請受け付け

平成30年度分の高齢者通院専用タクシー券・障害者タクシー券の申請受け付けは、4月2日(月)からです。

高齢者通院専用タクシー券

- ◇ 76歳以上で次のいずれかに該当する人
- ◇ ひとり暮らしの人
- ◇ 全員が65歳以上の世帯の人
- ◇ 65歳未満の世帯員がいる場合、全員が次のいずれかに該当していること
- ① 18歳未満
- ② 障害者タクシー券受給資格者
- ③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者で交通手段が無い人
- ④ 長期入院(入所)者で、入院(入所)を継続する予定の人(直近3カ月分の領収書を添付)
- ⑤ 医師から車の運転を止められている人(医師の証明書を添付)

▼内容

申請月から当年度の3月までの月数
×2枚(1枚500円)
▼持物
印鑑、身分証明書

☎ (50) 1208

障害者タクシー券

- 次のいずれかに該当する人
- ◇ 身体障害者手帳 3級以上
- ◇ 療育手帳 A判定以上
- ◇ 精神障害者保健福祉手帳 1級

▼内容

申請月から当年度の3月までの月数
×4枚(1枚500円)
※高齢者通院専用タクシー券と重複して受給はできません

▼持物

印鑑、障害者手帳、じん臓機能障害により透析を受けている人は特定疾病療養受療証

☎ (50) 1252



香取市福祉タクシー事業実施要綱

平成18年3月27日告示第53号

改正

平成19年3月26日告示第39号
平成20年4月1日告示第80号
平成21年3月16日告示第30号
平成21年6月23日告示第129号
平成21年9月29日告示第182号
平成24年7月5日告示第141号

(目的)

第1条 この告示は、重度心身障害者等が通院、会合等のため、又は高齢者が通院のためにタクシーを利用する場合に、その料金の全部又は一部を助成することにより、重度心身障害者等及び高齢者の移動手段を確保し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障害者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級に該当するもの

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において重度と判定されたもの又は千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日付け障第329号）第7条の規定により療育手帳の交付を受けた者で、障害程度が㉠、㉠の1、㉠の2、Aの1若しくはAの2と判定されたもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級と判定されたもの

(2) 高齢者 76歳以上の者

(3) 指定業者 この告示に基づく福祉タクシー事業に協力するタクシー業者で、市長が指定したものをいう。

(4) 福祉タクシー 指定業者に所属するタクシーで、対象者が福祉タクシー利用券を使用して乗車するものをいう。

(対象者)

第3条 福祉タクシーを利用できる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 重度心身障害者及びこれに準ずると市長が特に認めた者

(2) 前条第2号に規定する高齢者で、次に掲げる者

ア 一人暮らしの者

イ 65歳以上で構成される世帯の者

ウ 同居する65歳未満の者が、交通手段を持たない又は交通手段を行使することができない世帯のもの

エ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた者

(助成金の額)

第4条 市長は、対象者が福祉タクシーを利用した場合は、利用1回につき福祉タクシー利用券2枚（1,000円）を助成する。ただし、利用料金が1,000円未満の場合の利用券の助成は、1枚（500円）とする。

2 前項に規定する助成金は、市長が第7条の規定による請求により、指定業者に支払うものとする。

(利用券の申請等)

第5条 福祉タクシーを利用しようとする者は、福祉タクシー利用券交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、適当であると認めるときは、福祉タクシー利用券（別記第2号様式。以下「利用券」という。）を当該申請者に交付する。

3 利用券は、申請のあった日の属する月から交付し、次の各号のいずれかの対象者区分ごとの枚数を交付する。

(1) 重度心身障害者及びこれに準ずると市長が特に認めた者 1月につき4枚

(2) 重度心身障害者のうち、じん臓機能障害者で人工透析治療を受けているもの 1月につき8枚

(3) 高齢者 1月につき2枚

4 利用券の有効期限は、交付を受けた日から当該年度の3月31日までとする。

5 利用券は、汚損、破損等による引換えの場合のほかは再交付しないものとする。

(利用の方法)

第6条 福祉タクシーを利用するときは、利用券を指定業者に提出し、利用料金から第4条第1項に規定する助成金の額を控除した金額を支払うものとする。

(助成金の請求)

第7条 指定業者は、助成金の支払を受けようとするときは、毎月10日までに前月分を福祉タクシー助成金交付請求書（別記第3号様式）に利用券を添えて、市長に提出するものとする。

(助成金の支払)

第8条 市長は、前条に規定する請求書の提出があった日の属する月の末日までに指定業者に助成金を支払うものとする。

(資格喪失の届出)

第9条 対象者は、第3条に規定する対象者に該当しなくなったときは、速やかに福祉タクシー利用資格喪失届（別記第4号様式）に未使用の利用券を添えて、市長に届け出なければならない。

(不正使用の禁止)

第10条 対象者は、利用券を不正に使用してはならない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により利用券を得た者がいるときは、

既に交付した利用券の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐原市福祉タクシー事業実施要綱（平成元年佐原市告示第5号）、小見川町福祉タクシー事業実施要綱（平成2年小見川町告示第38号）、山田町福祉タクシー事業実施要綱（平成4年山田町告示第24号）又は栗源町福祉タクシー事業実施要綱（平成7年栗源町要綱第1号）に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月26日告示第39号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第80号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日の前日までに、香取市福祉タクシー事業実施要綱（平成18年香取市告示第53号）香取市高齢者通院タクシー事業実施要綱（平成18年香取市告示第45号）に基づきなされた手続きその他の行為は、それぞれ告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日以前に75歳に到達していた者は、第3条の規定にかかわらず平成20年度においては交付対象とする。
- 4 香取市高齢者通院タクシー事業実施要綱（平成18年香取市告示第45号）は、廃止する。

附 則（平成21年3月16日告示第30号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月23日告示第129号）

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年9月29日告示第182号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年7月5日告示第141号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

別記

第1号様式～第4号様式 略